

「道の駅」の役割

○「道の駅」は、道路利用者が安心して休憩できる場としてだけでなく、**福祉、防災、観光、文化、地域経済など行政(市町村)が抱える様々な分野の課題を解決する場として、市町村が設置する公共施設**

<主な事例>

【福祉】道の駅「七ヶ宿」(宮城県)

- 人口の約2人に1人が65歳以上で、**高齢者の日常生活支援が課題**
- 「道の駅」が**移動販売を行い、高齢者の生活を支援**
- 高齢者の一人暮らしが多いことから、移動販売に併せて**高齢者の安否確認を実施**。



移動販売の状況



各家庭をこまめに回り、荷物を家の中へ運ぶ手助け

【防災】道の駅「津山」(宮城県)

- 「道の駅」が、**地域住民の避難場所**となり、水、食料、トイレを提供する貴重な防災拠点として機能。あわせて、自衛隊の復旧活動拠点としても活用。

東日本大震災における「道の駅」利用の具体例

道の駅名	所在地	路線名	対応の例
三本木	宮城県大崎市	4号	・自家発電により24時間開館し、おにぎり、菓子等を提供。情報館にて避難者を受け入れ。
津山	宮城県登米市	45号	・自衛隊やレスキュー隊の前進基地、支援隊員への炊き出しの実施。南三陸町のホテル客が避難。
ふくしま東和	福島県二本松市	349号	・おにぎり等食料、トイレ、給水サービスを提供。避難住民1500人を受け入れ。
喜多の郷	福島県喜多方市	112号	・給水サービス、食事販売、日帰り温泉施設を被災住民に無料開放。
南相馬	福島県南相馬市	6号	・避難所として開放、災害応援の拠点として機能。
ひらた	福島県平田村	49号	・避難住民に無料で電源、水を提供。村内の病院や避難所に食材を供給。



地域住民の避難場所



復旧支援活動の拠点

「道の駅」の設置者

- 「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- それに代わり得る公的な団体とは、
 - イ. 都道府県
 - ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
 - ハ. 市町村が推薦する公益法人

「道の駅」の目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興に寄与

「道の駅」の機能

休憩機能

- ・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ

情報発信機能

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供

地域連携機能

- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設